

17 国税滞納

(1) 滞納状況

区 分		要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
		期首滞納		新規発生滞納		合 計					
		件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
所 得 税	源 泉 分	1,753	354	525	179	2,278	533	779	218	1,499	315
	申 告 分	10,479	3,659	7,564	1,692	18,043	5,351	8,164	1,810	9,879	3,541
	計	12,232	4,013	8,089	1,871	20,321	5,884	8,943	2,028	11,378	3,856
法 人 税		656	607	751	609	1,407	1,216	825	774	582	442
相 続 税		843	595	373	349	1,216	944	543	497	673	447
消 費 税		9,012	外 590 2,303	5,199	外 893 3,324	14,211	外 1,483 5,627	5,855	外 948 3,556	8,356	外 535 2,071
そ の 他		125	18	655	23	780	41	607	23	173	18
合 計		22,868	外 590 7,536	15,067	外 893 6,176	37,935	外 1,483 13,712	16,773	外 948 6,878	21,162	外 535 6,834

調査対象等：平成28年4月1日から平成29年3月31日までの間における滞納の繰越、新規発生及び処理等の国税の滞納状況を示した。

- (注)
- 1 件数は納期ごとに1件として計算し、加算税のうち、本税と納期を同一にするものは、本税と併せて1件として掲げた。
 - 2 「源泉分」には源泉所得税及復興特別所得税を含む。
 - 3 「申告分」には申告所得税及復興特別所得税を含む。
 - 4 「相続税」には贈与税を含む。
 - 5 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。
ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、「消費税」及び「合計」欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(2) 滞納状況の累年比較

年 度	要整理滞納						整理済滞納		整理中の滞納	
	期首滞納		新規発生滞納		合 計					
	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額	件 数	税 額
平 成 24 年 度	件 外 652 30,087	百万円 11,263	件 外 702 16,502	百万円 5,702	件 外 1,354 46,589	百万円 16,965	件 外 726 17,762	百万円 6,953	件 外 628 28,827	百万円 10,012
平 成 25 年 度	外 628 28,827	10,012	外 596 15,034	5,389	外 1,224 43,861	15,401	外 656 16,970	6,491	外 568 26,891	8,910
平 成 26 年 度	外 568 26,891	8,910	外 728 15,686	5,427	外 1,296 42,577	14,337	外 704 17,768	5,987	外 592 24,809	8,350
平 成 27 年 度	外 592 24,809	8,350	外 1,031 14,906	6,766	外 1,623 39,715	15,116	外 1,033 16,847	7,580	外 590 22,868	7,536
平 成 28 年 度	外 590 22,868	7,536	外 893 15,067	6,176	外 1,483 37,935	13,712	外 948 16,773	6,878	外 535 21,162	6,834

(注) 上記の計数は、国税の滞納状況を示したものであるため、地方消費税は含まない。

ただし、地方税法附則第九条の四の規定により、当分の間、国が消費税の賦課徴収と併せて地方消費税の賦課徴収を行うものとされていることから、各年度欄の外書として地方消費税の滞納状況を示している。

(3) 税務署別滞納状況

税 務 署 名	要 整 理 滞 納						整 理 済 滞 納		整 理 中 の 滞 納	
	期 首 滞 納		新 規 発 生 滞 納		合 計					
	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額	件数	税 額
	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円	件	百万円
那 覇	5, 442	1, 193	4, 085	1, 434	9, 527	2, 627	4, 265	1, 479	5, 262	1, 148
宮 古 島	474	60	275	100	749	159	474	125	275	35
石 垣	670	133	509	130	1, 179	263	647	155	532	109
北 那 覇	3, 525	774	2, 787	1, 140	6, 312	1, 914	3, 080	1, 225	3, 232	688
名 護	1, 836	320	1, 567	457	3, 403	778	1, 670	478	1, 733	300
沖 縄	7, 932	1, 579	5, 468	1, 878	13, 400	3, 458	5, 827	1, 998	7, 573	1, 459
沖 縄 県 計	19, 879	4, 059	14, 691	5, 140	34, 570	9, 199	15, 963	5, 460	18, 607	3, 739
局 引 受 分	2, 989	3, 477	376	1, 036	3, 365	4, 513	810	1, 418	2, 555	3, 095
総 計	22, 868	7, 536	15, 067	6, 176	37, 935	13, 712	16, 773	6, 878	21, 162	6, 834

(注) この表は、「(1)滞納状況」の「合計」欄を税務署別に示したものである。

18 還付金

還付金の支払決定の状況

区 分	支 払 決 定 済 額
	千円
平 成 24 年 度	16,678,450
平 成 25 年 度	19,608,803
平 成 26 年 度	19,356,037
平 成 27 年 度	22,896,215
平 成 28 年 度	27,556,549
源 泉 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	7,070,681
申 告 所 得 税 及 復 興 特 別 所 得 税	1,440,042
法 人 税	2,669,206
消 費 税 及 地 方 消 費 税	15,862,731
そ の 他	513,888
還 付 金 合 計	27,556,549

調査期間：平成28年4月1日から平成29年3月31日

(注) 還付加算金を含む。